

## 申8号 大雪による通勤災害に対し年休申請を行ったが承認されずに「欠在」となった事象に対する「嚴重注意」の撤回を求める緊急申し入れ ①

第1項 2024年2月27日に青森営業統括センターで発生した事象に関する支社の見解と「欠在」による賃金カットへの考え方を明らかにすること。

【会社回答】就業規則等に則り、「欠在」として取り扱ったところである。

冒頭、交渉団から「全組合員が今交渉を注目している。『年休申請しても断られて処分となると、どうすれば良かったのか?』との不安の声が多数寄せられている。真実に基づいて議論していく」事を確認し、交渉を行いました。

組合：支社が把握している事実を教えてください。

会社：2月27日に大雪の影響で通勤の新幹線に乗車できず出勤遅延を発生させ、勤務を一部欠いた事象。当日の朝に当該社員から「大雪の影響で自宅から車が出せず、所定の新幹線に間に合いそうもない」旨の電話連絡を受け、管理者は「除雪を行って出勤するように」指示。再度本人から「道路状況も不明で除雪も終わっていない」「私の代わりいませんよね」に対し、「操配は検討しますが、厳しい状態なので除雪後出勤するように」と伝える。その後「除雪が終了し、八戸駅から新幹線で向かう」旨の連絡があり、所定から遅れて出勤したという内容。

組合：今回「欠在」だが通勤障害にならない理由は？

会社：通勤障害に当てはまらない。今回は自宅から八戸駅まで自動車で移動しており、**障害休暇取得の際は「交通しゃ断証明書」の提出が必要だが出されてない事から「欠在」の扱いとなる。**

組合：**「交通しゃ断証明書」を八戸市役所に問い合わせたが「そういうものは存在しない」と返答された。**就業規則に「交通しゃ断証明書」の提出とあるが**存在しない書類を出す事はできない。**

会社：障害休暇を取得のための提出書類なので、提出がなければ障害休暇に該当しない。

組合：今回の当該組合員の行動に対し落ち度はあったのか？

会社：就業時間に間に合うように来るために、もっと早く起きて除雪や前泊など間に合う為の方法が必要であったと認識している。

組合：大雪が予想されるのであれば、業務指示で前泊を指示することも必要ではないか？

会社：就業時間に間に合わなかった事に対して処分がだされている訳で、前泊などを咎める訳ではない。前泊の業務指示を行う場合もある。今回の件で著しくやるべき事をしていないという事は思っていない。

**存在しない「交通しゃ断証明書」の提出がないと障害休暇が取得できない課題を残しましたが、「出勤時間に間に合うように出勤する事が前提であること」「その為のプロセスは社員に強要しないこと」「前泊含めその際は管理者からの指示は明確にする」事を確認し第1項は終了！**

## 申8号 大雪による通勤災害に対し年休申請を行ったが承認されずに「欠在」 となった事象に対する「嚴重注意」の撤回を求める緊急申し入れ ②

第2項 年休を申請したにも関わらず年休が取得できなかった理由を明らかにすること。また、青森営業統括センターで発生した本事象での当該組合員に対しての嚴重注意処分を撤回すること。

【会社回答】 就業規則等に則り取り扱ったところである。

### 【年休取得について】

組合：今回なぜ年休が認められなかったのか？

会社：年休申請については、時季指定していない認識。

組合：**本人は年休を申請している**認識。当該組合員は遅れて出勤した際「当務のところを年休というのは責任感が無い」と言われ、嚴重注意処分を言い渡された際は「健康状態をみれば、年休が2.5しか無いし、冬場で風邪も引くかもしれない」など言われていて、管理者からも「そもそも年休取得していない」と言われていない。**事実経過からも年休取得の事実があったからそのようなやりとりが行われている！**

会社：今交渉で重要な所なので、慎重に何度も確認した。確かに「代替りの人はいますか」とのやりとりはあったが「年休取得したい」とのやりとりは確認されなかった。

**お互いの主張に相違**

**真実が合わず！**

### 【欠在について】

組合：今回の処分は「欠在」に対し処分となっているのか？

会社：欠在=処分ではない。今回の処分は事象に対し総合的に勘案して出している。その詳細について示すものではない。

組合：組合所属や職責などで処分が変わるのか？

会社：**事象に対し公平公正に処分を行わなくては行けない。組合所属が処分に影響する事はない。職責についてはその責任において総合的に勘案して処分を決めていく事はあるが、今回の事象に対して職責は関係ない。**

### 【苦情処理について】

組合：処分を受けた際、苦情処理に対し会社から説明がなく提出できなかった。なぜ説明がないのか？会社に賃金控除依頼書を提出していないと苦情処理を申請出来ないのか？

会社：**そもそも苦情処理の説明を行っていない。簡易苦情処理は発令通知の裏面に記載があるので説明している。支社として組合員と知り得る方法は、賃金控除依頼書の提出のみ。簡易苦情処理を提出できるのは「組合員」なので、賃金控除依頼書の提出に関わらず権利を行使する事はできる。**

### 【不当処分撤回について】

組合：事実経過が合わない事に対し問題意識を持っている。重く受け止めるべき。年休を申請しているにも関わらず取得できず、出勤遅延が処分となっている。**改めて処分撤回を強く求める！**

会社：**就業規則等を則り取り扱ったところであり、処分撤回する考えはない。**

**議論を重ねるも「対立」で終了！交渉内容を全組合員に明らかにし議論をつくだそう！**